

**令和7年度  
介護保険施設等集団指導  
新発田市 高齢福祉課 介護給付係**

# 対象サービス事業所

# 対象サービス事業所

本集団指導については以下のサービスを対象としています。

## ○ 地域密着型サービス

- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 地域密着型通所介護

## ○ 居宅介護支援

## ○ 介護予防支援

# 目次

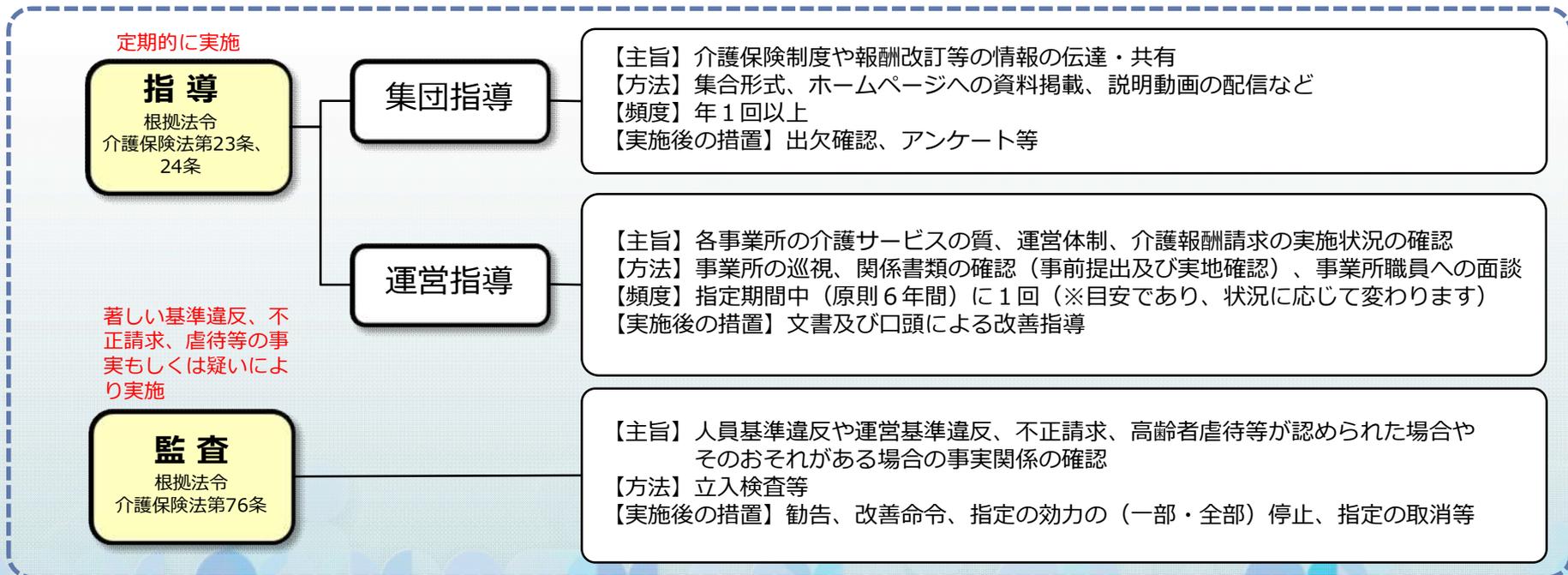
- 1 介護保険の運営指導・監査等について
- 2 運営指導時の指摘事項について

# 1 介護保険の運営指導・監査等について

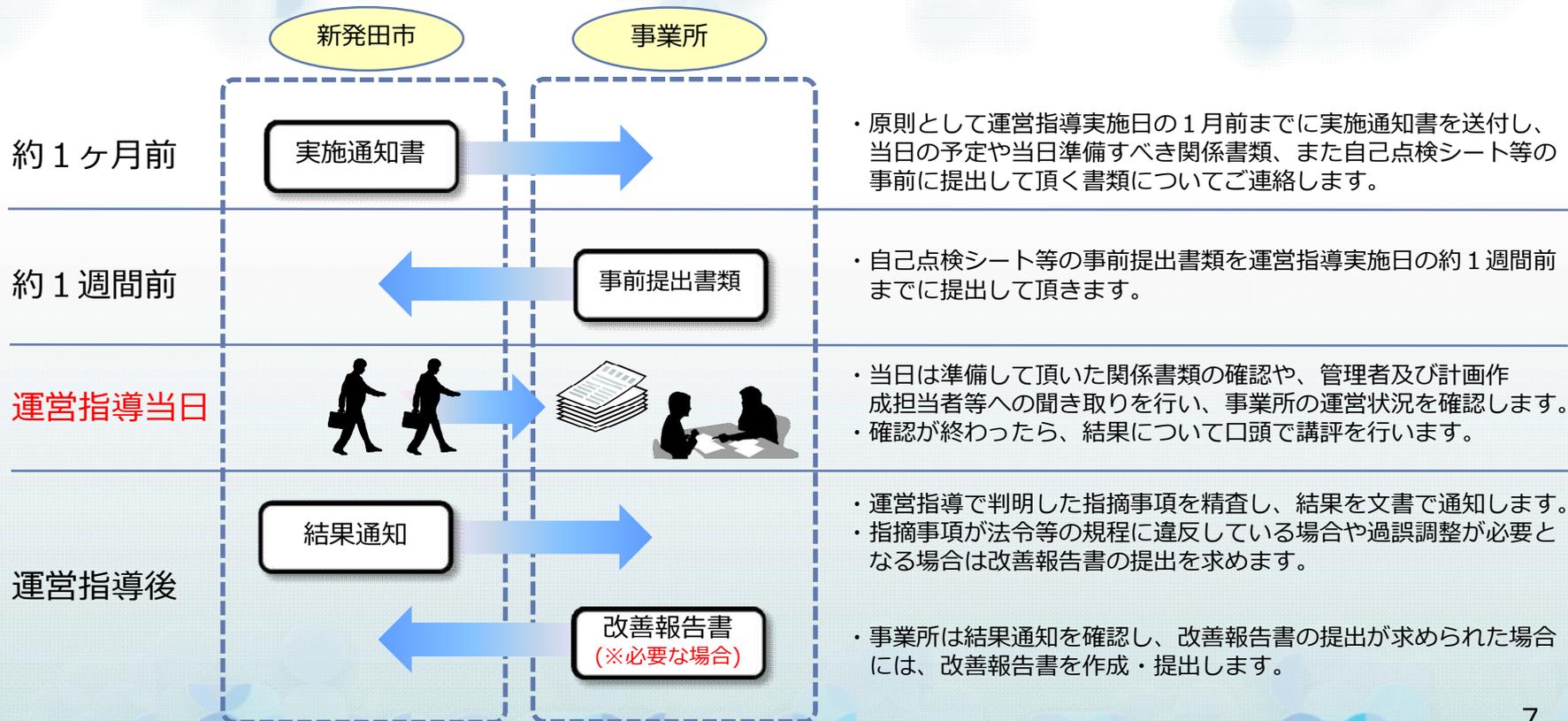
# 1 介護保険の運営指導・監査等について

市が事業所に対して行う運営指導について説明します。

- (1) 指導監査の目的 …… サービスの質の確保、保険給付の適正化を目的として行います。
- (2) 指導と監査の関係 …… 指導と監査は異なるものであり、違いは以下のとおりです。



### (3) 運営指導の流れ …… 運営指導の一連の流れは概ね以下のとおりです。



## 2 運営指導時の指摘事項について

## 2 運営指導時の指摘事項について

ここ数年で指摘のあった事項を一部紹介します。

それぞれの事業所の状況を確認のうえ、該当する場合は、改善に努めてください。

**※ 赤字で表記されているものは、特に多い指摘事項です**

↓ サービスごとに以下のスライドをご覧ください。

サービス	スライド番号
地域密着型サービス	10～17
居宅介護支援・介護予防支援	18～21

## **2 運営指導時の指摘事項について**

### **(1) 地域密着型サービス**

## 2 運営指導時の指摘事項について

### (1) 地域密着型サービス (1/7)

項目	指摘事項	解説・指導
内容及び手続の説明 及び同意	<p>重要事項説明書に記載することとされている事項が記載されていない、また同意の確認ができない。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事故発生時の対応が記載されていなかった。</li><li>・ <b>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）が記載されていなかった。</b></li><li>・ 署名欄や記録がないため、同意の有無が確認できなかった。</li><li>・ 同意日付欄の記入漏れにより同意日が確認できなかった。</li></ul>	<p>サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>等を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る必要があります。</p> <p>なお、当該同意については、書面によって確認することが望ましい（或いは適当）とされています。</p>
居宅サービス計画の作成 (小規模多機能型居宅介護)	居宅サービス計画の作成にあたり、入所者の居宅を訪問して面接していない。	介護支援専門員は、居宅サービス計画作成のアセスメントに当たり、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないこととされています。また、この場合において、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る必要があります。

## 2 運営指導時の指摘事項について

### (1) 地域密着型サービス (2/7)

項目	指摘事項	解説・指導
地域密着型施設サービス計画の作成  (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	地域密着型施設サービス計画の作成にあたり、入所者及びその家族に面接していない。  【具体例】 ・電話での聞き取りでアセスメントを行った事例があった。	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において、地域密着型施設サービス計画を作成する際のアセスメントに当たっては、計画担当介護支援専門員が必ず入所者及びその家族に面接して行わなければならないこととされています。また、この場合において、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る必要があります。
各サービス計画の作成	サービス計画を作成した際に利用者に交付した記録がない。	サービス計画を作成した際は、利用者に交付する必要があります。 <u>交付したことを確認できるように、支援経過記録等に記録を残してください。</u>
運営規程	虐待の防止のための措置に関する事項が定められていない。	虐待の防止に係る措置は令和6年4月1日より義務化されており、運営規程においても規程を定めておく必要があります。 追記するとともに変更届を提出してください。

## 2 運営指導時の指摘事項について

### (1) 地域密着型サービス (3/7)

項目	指摘事項	解説・指導
勤務体制の確保等	認知症介護にかかる基礎的な研修の受講状況について把握していない。	令和6年4月1日から、一定の資格を有する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務化されています。 確認のうえ、まだ受講していない受講対象者がいる場合は、受講させるために必要な措置を講じてください。
	職場におけるハラスメントを防止するための方針を明確化し、従業員に周知していない。	事業主は、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する必要があります。 未対応の事業所は、直ちに対応してください。
従業者の員数 勤務体制の確保等 介護等	雇用・人事関係書類に不備がある。  【具体例】 ・雇用契約書に労働時間の記載漏れがあった。 ・辞令における職種・所属事業所・所属ユニット等の記載が実際と異なっていた。また、不明確になっていた。	適切な介護サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておく必要があります。 確認の上、実際の職員の雇用条件及び配置と一致するように訂正してください。

## 2 運営指導時の指摘事項について

### (1) 地域密着型サービス (4/7)

項目	指摘事項	解説・指導
掲示	事業所の見やすい場所に掲示しなければならない（事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧させることで代用可）とされている事項が掲示されていない。  【具体例】 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）が掲示されていない。	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、 <u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u> 等を掲示する必要があります。 また、これらの重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることもできます。
	重要事項（掲示すべき内容）をウェブサイトに掲載していない。	令和7年4月1日より、原則として、 <u>重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととされています。</u> 運営規程や重要事項説明書をPDFでアップロードする等の方法により、掲示しているものと同じ内容を掲載してください。
秘密保持等	サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる同意を、あらかじめ文書により得ていない。  【具体例】 ・同意書により同意を得ていなかった。 ・利用者の同意の署名はあるが、家族の署名がなかった。	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、 <u>利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく必要があります。</u> なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。

## 2 運営指導時の指摘事項について

### (1) 地域密着型サービス (5/7)

項目	指摘事項	解説・指導
業務継続計画の策定等	業務継続計画が策定されていない。	令和6年4月1日から、業務継続計画の策定が義務化されました。 「感染症に係る業務継続計画」及び「災害に係る業務継続計画」が必要であり、記載項目や内容についてはそれぞれ「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。 未策定に対する減算も設定されている重要事項ですので、注意してください。
非常災害対策	定期的に行うこととされている訓練の回数が不足している。  【具体例】 ・年2回以上の消火訓練及び避難訓練を実施することが義務付けられている事業所において、年1回のみ実施していた。	事業所は非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う必要があります。 消火訓練及び避難訓練の回数については消防法の規定によるものであり、規定の回数以上を確実に実施してください。

## 2 運営指導時の指摘事項について

### (1) 地域密着型サービス (6/7)

項目	指摘事項	解説・指導
協力医療機関等 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 認知症対応型共同生活介護)	「協力医療機関に関する届出書」を提出していない。	令和6年4月1日から、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を市に届け出ることが義務付けられました。 また、協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに市に届け出てください。
各種研修・委員会 (身体拘束、虐待、 感染症対策等)	基準で定められている回数が実施されていない、もしくは実施されている場合でも記録がない。	各種研修及び委員会については、それぞれ実施すべき回数が基準上定められています。 確実に実施するとともに、実施した記録を必ず残してください。 運営指導では、基本的にその記録の閲覧により、規定の回数実施しているかを確認しています。

## 2 運営指導時の指摘事項について

### (1) 地域密着型サービス (7/7)

項目	指摘事項	解説・指導
各種指針 (虐待の防止のための指針、 身体的拘束等の適正化のため の指針、感染症の予防及び (食中毒の予防及び)まん延 の防止のための指針、事故発 生の防止のための指針等)	指針に盛り込むこととされている項目に相当する内容が盛り込まれていない。	各指針に盛り込む項目については、解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）」において規定されているので、確認のうえ、各項目に相当する内容を指針に盛り込んでください。
各種加算	算定の要件を満たすことが分かる根拠書類が整備されていない、または不備がある。  【具体例】 ・明らかに算定要件を満たしているとして、算定月（又は年）ごとに確認しておらず、要件を満たすことが分かる根拠書類を整備していなかった。	加算を算定する場合は、要件を満たすことが分かる根拠資料を準備し、 <u>指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるようにしておいてください。</u>

## **2 運営指導時の指摘事項について**

### **(2) 居宅介護支援・介護予防支援**

## 2 運営指導時の指摘事項について

### (2) 居宅介護支援・介護予防支援（1/3）

項目	指摘事項	解説・指導
内容及び手続の説明及び同意	<p>指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供の開始に際し、あらかじめ、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合に当該利用者に係る介護支援専門員（担当職員）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めている。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院が必要となった時点で説明しており、開始当初は説明していなかった。</li> </ul> <p>契約日（重要事項の説明）以前にアセスメント等を行っている事例があった。</p>	<p>指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員（担当職員）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めてください。</p> <p>指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、<u>運営規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を記した文書を交付して説明を行ってください。</u></p>
掲示	<p>事業所の見やすい場所に掲示しなければならない（事業所に備え付け、関係者に自由に閲覧させることで代用可）とされている事項が掲示されていない。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）が掲示されていない。</li> </ul>	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>等を掲示する必要があります。また、これらの重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることもできます。なお、令和7年4月1日より、原則として、これらの重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないこととされています。</p>

## 2 運営指導時の指摘事項について

### (2) 居宅介護支援・介護予防支援 (2/3)

項目	指摘事項	解説・指導
秘密保持	<p>サービス担当者会議等において利用者の家族の個人情報を用いる同意を、あらかじめ文書により得ていない。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・同意書により同意を得ていなかった。</li><li>・利用者の同意の署名はあるが、家族の署名がなかった。</li></ul>	<p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、<u>利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく必要があります。</u></p> <p>なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p>
各種指針 (虐待の防止のための指針、身体的拘束等の適正化のための指針、感染症の予防及び（食中毒の予防及び）まん延の防止のための指針、事故発生の防止のための指針等)	指針に盛り込むこととされている項目に相当する内容が盛り込まれていない。	各指針に盛り込む項目については、解釈通知「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」において規定されているので、確認のうえ、各項目に相当する内容を指針に盛り込んでください。

## 2 運営指導時の指摘事項について

### (2) 居宅介護支援・介護予防支援 (3/3)

項目	指摘事項	解説・指導
指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の具体的取扱方針	<p>医療系サービスを居宅サービス計画に位置付ける際の、主治医等の意見に関する記録がない。また、主治医等へ居宅サービス計画を交付したことが確認できない。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・訪問看護を居宅サービス計画に位置付けているケースにおいて、主治の医師等の指示があったことが連絡記録、指示書、支援経過記録等から確認できなかった。</li><li>・主治医等へ居宅サービス計画を交付したことが支援経過記録等から確認できなかった。</li></ul>	<p>居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うことができるので、医師等の指示について記録を残してください。</p> <p>また、この場合において、居宅サービス計画を作成した際には、主治の医師等に当該居宅サービス計画を交付しなければならないこととされているため、支援経過記録等に経過を記してください。</p>
	<p>基準上規定されているケアマネジメントプロセス上の必要事項について、実施及び実施日の確認ができない。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・アセスメントの実施日が確認できなかった。</li><li>・ケアプラン原案の作成、ケアプランの利用者・担当者への交付、個別サービス計画の提出依頼、サービス利用表の交付等の実施又は実施日が記録から確認できなかった。</li></ul>	<p>適切なケアマネジメントプロセスに沿ってケアマネジメントが実施されていることが分かるよう、基準上必要とされている事項については、関係書類を不備なく揃えらるとともに、支援経過記録等に経過を残してください。</p>

以上で集団指導は終了です。  
受講していただき、ありがとうございました。  
別紙の集団指導受講報告書の御提出をお願い  
いたします。

